

奈良県の環境の現況について

(平成 27 年度、ダイオキシン類)

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、平成 27 年度に県内で実施した環境中の大気、水質、土壌等のダイオキシン類の調査結果は、次のとおり全て基準値以下でした。(測定機関：国、水資源機構、県、奈良市)

環境媒体	地点数	年平均値の濃度範囲	環境基準
大気	8	0.012 ~ 0.020 (8地点平均 0.017)	0.6
公共用水域 (水質)	8	0.024 ~ 0.35 (8地点平均 0.21)	1
公共用水域 (底質)	8	0.15 ~ 0.91 (8地点平均 0.40)	150
地下水	8	0.016 ~ 0.88 (8地点平均 0.14)	1
土壌	11	0.0012 ~ 25 (11地点平均 3.3)	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³
公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L
公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

環境中の大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類について、県内 43 地点で調査を行った。

その結果、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌の全地点で環境基準を下回っていた。

[調査地点及び調査結果]

大 気

1. 調査地点

8地点（大和平野北部4地点、中部2地点、南部2地点）において年2回（夏季（7月～9月）、冬季（1月～2月））実施。

2. 調査結果

8地点の平均値は0.017 pg-TEQ/m³、年平均値の濃度範囲は0.012～0.020 pg-TEQ/m³であり、全ての地点で環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を下回っていた。

経年的な推移は、減少傾向から横ばい傾向で推移している。

公共用水域（水質）

1. 調査地点

環境基準点等の8地点（大和川水系5地点、紀の川水系1地点、淀川水系2地点）のうち、国調査地点の上吐田、太子橋、藤井においては年4回、その他の調査地点は年1回実施。

2. 調査結果

3水系8地点の平均値は0.21 pg-TEQ/L、濃度範囲は0.024～0.35 pg-TEQ/Lであり、全ての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を下回っていた。

公共用水域（底質）

1. 調査地点

環境基準点等の8地点（大和川水系5地点、紀の川水系1地点、淀川水系2地点）のうち、国調査地点の太子橋、藤井においては年4回、その他の調査地点は年1回実施。

2. 調査結果

3水系8地点の平均値は0.40 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.15～0.91 pg-TEQ/gであり、全ての地点で環境基準（150 pg-TEQ/g）を下回っていた。

地下水

1. 調査地点

8地点（2市1町3村）において年1回実施。

2. 調査結果

8地点の平均値は0.14 pg-TEQ/L、濃度範囲は0.016～0.88 pg-TEQ/Lであり、全ての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を下回っていた。

土 壌

1. 調査地点

11地点（5町1村）において年1回実施。

2. 調査結果

11地点の平均値は3.3 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.0012～25 pg-TEQ/gであり、全ての地点で環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を下回っていた。

一般環境として調査した6地点の平均値は5.2 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.0012～25 pg-TEQ/g、発生源周辺として調査した5地点の平均値は1.2 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.015～2.6 pg-TEQ/gであった。

試料採取及び分析等は媒体ごとの調査マニュアル（環境省）に基づき実施した。

[参考]

1. 全国における環境中のダイオキシン類濃度の状況 平成26年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（平成28年3月環境省）

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準
大気	645	0.021	0.0036 ~ 0.42	0.6
公共用水域 (水質)	1480	0.18	0.012 ~ 2.1	1
公共用水域 (底質)	1197	6.4	0.068 ~ 660	150
地下水	530	0.050	0.012 ~ 1.0	1
土壌	872	2.3	0 ~ 100	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³

公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L

公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

2. 用語解説

- ・pg (ピコグラム)
1兆分の1グラム

- ・ダイオキシン類
 - (1) ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
 - (2) ポリ塩化ジベンゾフラン
 - (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル

- ・TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は、200種類以上の異性体があり、それぞれの毒性が異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算して表す単位。

- ・土壌調査における一般環境調査及び発生源周辺調査

一般環境調査：特定の発生源の影響を想定せずに実施する調査。

発生源周辺調査：特定の発生源として一般廃棄物の焼却場を設定し、その周辺において実施する調査。